

日本風力開発株式会社「（仮称）三森峠風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成29年1月5日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）三森峠風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、日本風力開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福島県郡山市及び須賀川市
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出力 : 最大90,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年10月12日
環境大臣意見受理	平成28年12月22日
経済産業大臣意見	平成29年 1月 5日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742（直通）

日本風力開発株式会社「（仮称）三森峠風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）事業計画の見直し

2.（1）、（2）及び（5）により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

（1）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成18年7月）に基づく崩壊土砂流出危険地区及び福島県が公表している土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に対する調査、予測及び評価を行うこと。これらの結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

事業実施想定区域には、複数の河川源流部及び沢筋等があり、須賀川市の水道の取水地点が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、周辺にある猪苗代湖等はハクチョウ類及びガン・カモ類の渡来

地となっており、事業実施想定区域及びその周辺が渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法に基づき指定された水源かん養保安林、干害防備保安林、土砂流出防備保安林等及び福島県自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた植物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路等を活用すること等により、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、高旗山をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が存在し、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、主要な眺望点である高旗山及び東北自然歩道整備計画（平成2年7月環境省）に基づく東北自然歩道が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音等、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討

に当たっては、これらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査を行い、その結果を踏まえ、事業実施による影響を回避又は極力低減すること。また、人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、福島県並びに人と自然との触れ合いの活動の場の管理者及び利用者等からの意見を踏まえること。